

## 仕様書

- 1 契約名 ノーコードツール (kintone) 利用契約
- 2 目的 佐賀県では、職員自ら業務改善を進めることができるよう、令和5年6月にノーコードツール (kintone) を導入。令和6年度も継続して利用する。
- 3 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 4 サービス名 サイボウズ社「kintone」 ※ISMAP 認証を受けているもの
- 5 サービス要件
  - (1) サービスは、インターネット版のスタンダードコースで、280 アカウント提供すること。
  - (2) 以下のプラグインサービスを提供すること。
    - ・フォームブリッジ (プロフェッショナル)
    - ・kViewer (プロフェッショナル)
    - ・レポート Pro
    - ・gusuku Customine (年額プラン：年額 1000)
    - ・Krew Sheet (ユーザー数：201～500)
  - (3) 令和5年度現在、佐賀県が利用している kintone 環境を継続して利用できること
- 6 業務内容
  - (1) 佐賀県が令和6年4月1日から令和7年3月31日まで本サービスを利用できるよう必要な準備を行うこと。
- 7 法令等の遵守
  - (1) 県の情報セキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
  - (2) 民法 (明治 29 年法律第 89 号)、刑法 (明治 40 年法律第 45 号)、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成 11 年法律第 128 号) 等の関係法規を遵守すること。
  - (3) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- 8 機密の保持
  - (1) 本業務について、佐賀県から取得した資料 (電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。) を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
    - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
    - ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
    - ・ 法令等に基づき開示されるもの
    - ・ 佐賀県から秘密でないとして指定されたもの
    - ・ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの

- (2) 佐賀県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 公開可能な情報以外の重要な情報を取り扱った場合には、契約期間終了後、県によるデータの回収を確認した後、速やかに機器内のデータの除去 又は記憶媒体の物理破壊を行い、証明書（物理破壊の際は写真等を含む）の提出をすること。  
ただし、記憶媒体の物理破壊は必要最小限とし、可能な限りデータの除去を行うこと。  
なお、経費については、業者負担とする。